

令和3年第4回筑紫野市農業委員会総会  
議事録

令和3年4月7日 午後2時58分  
筑紫野市役所 505会議室

1 開会日時及び場所 令和3年4月7日 午後2時58分  
筑紫野市役所（505会議室）

2 閉会日時 令和3年4月7日 午後3時45分

3 委員氏名

(1) 出席者

農業委員

真鍋豊、大石茂美、長谷恭一、砥綿俊彦、八尋雄二、永田秀喜、櫛木勇、  
八尋洋一、井上ユキエ、萩尾博道、熊野修治、神崎光成

農地利用最適化推進委員

山内公昭、萩尾利光、市川勘一、市川光秀、砥綿英彦、松原剛、  
佐藤英昭、中山榮二、八尋泰憲

(2) 欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

高田長次

4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 八尋優一

事務局農地担当係長 萩尾浩三

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主任 森紘志

5 会議に付した事項

農地

報告第 8号 農地法施行規則の規定による届出について

報告第 9号 農地を改良する届出について

報告第10号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地の転用届出について

報告第11号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出について

議案第 8号 農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について

議案第 9号 農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について

農政

議案第 9号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転について

○議長：皆さんこんにちは。おそろいになりましたので、今から始めます。よろしくお願いいたします。

出席委員が、筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第4回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

まず、議事録署名委員の指名を行います。署名委員には、3番委員の長谷委員さん、それから7番委員の檜木委員さん、よろしくお願いいたします。

それでは本日の議事に従い、御審議をお願いいたします。

お手元の資料に若干の差し替えがございますので、事務局のほうから説明いたします。よろしくお願いいたします。

○事務局：すみません、差し替えとおわびを申し上げたいと思います。皆様にお配りをさせていただいてます、まず一点が、タイトルが農地法5条の規定による農地の転用許可申請について、横A4の1枚、これ、14ページが差し替えになります。それともう一点が、農政議案になりますが、農地利用集積計画、こちら、ちょっとページは振っておりませんが、後ほどまた説明をさせていただきます。

この2枚が差し替えでございます。すみません、大変申し訳ございませんでした。

○推進委員：この差し替えなんですけど、合計がめちゃくちゃ違うんですけど。一番下側。面積の合計が全然。

○事務局：差し替え、元と後ということですか。

○推進委員：元と後。

○事務局：筆数が、見ていただいて分かるかと思いますが、当初9件あったものが、今回の案件では2件に減ったということで、平米数がその分、減っております。件数が、正しいのはその2件の分です。今回別にお配りしているのが今回審査をいただく案件でございます。後ほどまた説明させていただきますので。

○議長：最後のページ2枚が要らない。新しいやつに差し替えということですか。

それでは始めたいと思います。1ページをお開けください。

農地法第4条第1項の規定に基づく同項施行規則の規定による届出に関する件を報告いたします。

報告第8号、議案書のとおり届出が1件あります。本件について、それではよろしくお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1番、届出者、鳥栖市□□、□□。届出地、□□。地積は、田96.64平米、合計96.64平米。届出の理由、適用条項は第29条第1号、農地への進入路が必要になったためです。

以上です。

○議長：本件について質疑のある方お願いします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

2ページをお開けください。

農地を改良する届出に関する件を報告いたします。

報告第9号、議案書のとおり届出が2件あります。事務局に説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1番、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地積は、田300平米。造成計画、盛土・整地。造成高は0.95メートル。のり面処理、土羽。工事期間は、令和3年3月8日から令和3年5月31日まで。理由は耕作利便のためということです。水利承諾書については添付されております。

番号2番、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地は□□。地積は、田136平米。造成計画、盛土・整地。造成高は0.8メートル。のり面処理は土羽。工事期間、令和3年3月20日から令和3年5月31日まで。理由は耕作利便のため。水利承諾書は添付されております。

以上です。

○議長：ありがとうございます。本件について質疑のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

3ページをお開けください。

農地法第4条第1項第8号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第10号、議案書のとおり農地の転用届出が2件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1番、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地積は畑で114平米、合計114平米。届出内容、転用目的は敷地拡張（自己用住宅）です。構造規模は現況のまま利用。工事期間は施工済みです。開発許可の要否は不要。受付月日、令和3年3月19日。

番号2番、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地積、田113平米、合計113平米。転用目的は共同住宅。構造規模は木造合金鋼板葺2階建て。工事期間、令和3年5月1日から令和3年8月31日まで。開発許可の要否は不要です。受付月日、令和3年3月23日。

以上です。

○議長：ありがとうございます。本件について質疑のある方お願いします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

4ページをお開けください。

農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第11号、議案書のとおり農地の転用届出が4件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1番、譲受人、西東京市□□、株式会社□□、代表取締役□□。譲渡人、三養基郡基山町□□、□□。届出地、□□。地積は、畑273平米、合計273平米。届出内容、転用目的、建売住宅。契約内容は売買。構造規模、木造2階建て。工事期間は、令和3年5月17日から令和3年8月16日まで。開発許可の要否は不要です。受付月日、令和3年3月1日。

番号2番、譲受人、福岡市□□、株式会社□□、代表取締役□□。譲渡人、青梅市□□、□□。届出地、□□。地積は、畑382平米、合計382平米。転用目的は建売住宅。契約内容、売買。構造規模は木造2階建て。工事期間、令和3年4月1日から令和3年8月31日まで。開発許可の要否は不要です。受付月日、令和3年3月2日。

番号3番、譲受人、福岡市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地積は、田353平米、合計353平米。転用目的は自己住宅。契約内容は使用貸借。構造規模、木造平屋建て。工事期間、令和3年4月26日から令和3年8月30日まで。開発許可の要否は不要です。受付月日、令和3年3月17日。

番号4番、譲受人、福岡市□□、株式会社□□。譲渡人、大野城市□□、□□。届出地、□□。地積は、畑374平米、合計374平米。転用目的は植林。契約内容は売買。構造規模、現況のまま利用。工事期間は施工済み。開発許可の要否は不要です。受付月日、令和3年3月18日。

以上です。

○議長：ありがとうございます。ただいま4件につきまして説明が終わりました。質疑のある方はお願いいたします。

○委員：4番の□□ですけど、これ、畑に植林で書いてありますが、これは建築会社ですかね。

○事務局：はい。

○委員：それで、杉かヒノキか植えてから、それを売られるんですかね。

○事務局：□□さんはおっしゃるとおり建築、ハウスメーカー、住宅関連産業をされている業者の方でございます。将来的には宅地開発をしたいと考えていらっしゃるという御相談でございました。現地は、高低差が15メートルぐらいあるような、結構小高い山のようになっているところでございます。将来的には計画があるが、今すぐではないというような状況で、所有権を移して

きちんと管理をしたいといったご相談でした。地目は畑ですが、現況はもう山林化していたという状況を踏まえ、植林ということであれば転用行為は終わっているというところでしたので、農地転用の5条届出を施工済みである旨で受け付けさせていただいた次第でございます。

以上です。

○議長：ほかにございませんか。

(なし)

○議長：ほかにありませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

5ページをお願いします。

議案第8号、農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する件を議題といたします。

まず1番につきまして、□□番委員の□□委員さん、説明方よろしくお願いいいたします。

○委員：1番、譲受人、筑前町□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。番地は□□、外2筆です。2筆ですけど、これはもう1枚にしてあります。田、575平米。相手方要望、売買です。

それで場所は、6ページ、7ページの□□の入口の看板の立っているところの200メートルぐらい下です。

それで、この人は二人と親戚になるんですね。それで10月頃も一遍買われたんですけど、また買ってやろうということです。それで、面積が9,109平米のうち、よそに貸してあるのが2,036平米、ほかの人に貸してあります。

それで、□□さんは43歳で、農業兼土木業をしてあります。9,109平米のうち、田んぼは7,757平米で、米を作っています。そして畑が1,352平米、ここでブロッコリーを作っています。所有農機具は、トラクターと草刈り機ぐらいですね。あとは営農組合があるから、ほかの農機具は要らないそうです。年間農業従事日数は150日ぐらい。それで、今度□□に買われる田んぼはブロッコリーを作るそうです。米は作らないそうです。これは、まだ若いし、しっかりした人だから大丈夫と思います。

以上です。

○議長：ありがとうございます。事務局、補足がありましたらお願いします。

○事務局：内容については□□委員から御説明をいただいたとおりです。補足を少しさせていただきますと、ほぼ面積のほうは先ほど御説明いただいたんですが、主に筑前町のほうに農地を持っていらっしゃるって、事務局で現地を確認させていただきましたら、もう良好に営農されていきました。そういったこともありまして、取得後においても効率的に営農を、耕作を行うというふうに思われます。先ほど説明ありましたとおり、農機具、作業歴等から今後従事もされるというふうに思われます。地域との調和についても支障はないというふうに考えております。

以上です。

○議長：ありがとうございました。それでは今の説明がありました1番の件につきまして、質疑・意見等がありましたらお願いします。よろしいですか。

(なし)

○議長：それでは、これより採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

では、2番に行きます。2番について、地区担当委員であります□□番委員の□□委員さん、説明方よろしくをお願いします。

○委員：番号2番、譲受人ですけれども、筑紫野市□□、□□さん。譲渡人、筑紫野市□□、□□さん。申請地が□□、外1筆、合わせて2筆になります。田、2,132平米、合計2,132平米。申請理由、契約内容ですけれども、相手方要望によって売買ということになります。

8ページ、9ページの図を見ていただければ分かりますけれども、□□の公民館の裏側になります。

譲渡人は、もともとアグリに依頼してブロッコリーを作っていたいたそうですけれども、今回譲受人の□□さんに売買するということになっております。

□□さんは農地8,433平米、作業従事者、150日ぐらいですけれども、4名で田んぼと畑を作っております。トラクター、コンバイン、田植機等々が1台ずつあります。

今回購入されるのは、そこにイチゴを作る予定と。イチゴ畑にすると。ですから、ハウスか何かちょっと分かりませんが、する予定ということでもあります。

以上です。

○議長：ありがとうございます。事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：内容につきましては、□□委員から説明いただいたとおりです。農地の面積については、先ほど自作地ということでありましたが、借入地も3反以上、4反弱ありまして、合計で1万2,000平米ほど耕作をされてると。全ての農地は良好ということで、取得後においても効率的に耕作を行うというふうに考えております。現在4人で従事されてるというところで、今後も常時従事ということでされるというふうに考えております。今回取得をされる農地の隣も、現在譲り受けられる方が耕作をされているということで、周囲の支障というのはないというふうに考えております。

以上です。

○議長：ありがとうございます。それでは2番につきまして、本件に対する質疑・意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することにいたします。

次、3番、4番ですが、譲受人さんが同一の方でございますので、一緒に説明をお願いしたいと思います。

3番、4番につきまして、地区担当委員□□番委員の□□委員さん、よろしくをお願いいたします。

○委員：3番、譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。地積、畑99平米、合計99平米。異動の内容、申請理由、相手方要望。契約内容、売買となっております。

次に続けていきますか。

○議長：続けてお願いします。

○委員：4番、譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。畑238平米、合計238平米。異動の内容、申請理由、相手方要望。契約内容、売買となっております。

□□さんのことをちょっと紹介します。自作地が4町4反持っております。そのうち4町2反が水稻を栽培して、2反が畑だそうです。それで、農作業に使う機械は、コンバインが2台、トラクターが8台、田植機が1台、乗用管理機が1台持っております。農業日数が200日だそうです。雇用を1人入れてあります。今試験場のほうの警備のほうに行かれて、農業をしてあります。

それで、3番のほうで、この場所なんですけど、ほとんど山になったような中に、□□さんはちゃんと管理されておりました。それで、後どうされますかと聞いたら、周りが□□さんの山があるそうなんです。そこは果樹を植えたいということでお聞きしております。

それから□□さんの分ですが、□□さんも上のほうは山でございます。これは畑になっておりますけど、畑には今まで、2年前まで太宰府の方が家庭菜園をされたそうなんです。今ちょっと草が生えておりましたので、言ったら、切ってそこも果樹も植えたいということをおられました。



以上です。

○議長：ありがとうございます。事務局から補足がありましたらお願いします。

○事務局：こっちは特にありません。

○議長：ありがとうございます。それでは、今3番目と4番目につきまして説明なりいただきました。これに対して質疑・意見のある方お願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することにいたします。

では飛びまして、14ページをお開けください。

議案第9号、農地法第5条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。

1番につきまして、地区担当委員であります□□番委員の□□委員さん、説明方よろしくお願  
いいたします。

○委員：1番、譲受人、福岡市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。地積、田400平米、合計400平米。申請内容、転用目的、自己住宅。契約内容、贈与。構造規模、木造2階建て。工事期間、令和3年5月10日から令和3年11月30日。審議事項、農地の区分、第3種。資金の内訳、自己48%、借入52%。建蔽率26.44%。開発許可、県開発許可該当。用排水処理、条件付。都市計画区域、市街化調整区域。

これ、差し替えになってますが、お手元の15ページに場所があります。□□コミュニティセンターの南側になります。具体的には16ページを見ていただくと、□□ですが、これはその左隣に  
ございます□□、これの分筆でございます。□□さんの家は□□、この右側になります。

□□さんは、□□さんの長女に当たりまして、分家住宅です。娘さん二人いらっしゃるんですけど、子供さんが3人と旦那さんがいらっしゃいますので、手狭になったというところで、分家住宅としてここに建てたいという要請でございます。

その□□の下に道路がございますが、これが県道□□号線で、□□線に当たります。農地としては第3種でございますので、あと問題は何かというと、北側のほうに水路がございます。もともと田んぼでございますので、その水路がどうであるかというところで、境のところのこの水路のことについて、水利委員立会いの下、一応その了解をですね。ずっと自分の田んぼですけど、□□と□□というところがございますが、ここの先に水路がございまして、そこが今、条件付と

いうところになっております。

分家住宅でございまして、隣がお父さん、そこが娘さんということでございますので、この状況の中で申請について御審議いただきたいと思っております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長：ありがとうございます。事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：内容につきましては、□□委員から御説明をいただいたとおりです。

先ほど分筆の話がございました。16ページで言いますと、□□、□□という二つの分筆ということで、□□は農地として残るということになりますので、今回の工事に当たっては、農地に支障がないようにブロックを設けまして、被害を及ぼさないという計画というふうになっております。

あと、水利承諾の関係ですが、条件としましては、雨水排水については善良なる管理を行うことということで条件が付されております。

以上です。

○議長：ありがとうございます。それでは1番の案件につきまして、質疑・意見のある方はお願いいたします。

分家という説明ではございますが、基本分家は分家なんですけれども、何度も分家はできません、自己住宅になっておりますので。

○委員：農地を転用して宅地を建てられて、面積の制限は最大何平米までとか、そういう決まりはないんですか。

○事務局：今回、開発の絡みになりますが、すみません、はっきりとはあれなんです、開発の都市計画法上、自己住宅として500平米という基準があると思われまして。

○委員：分かりました。

○事務局：すみません、補足で、農地法の運用に関しても、規模の妥当性というのがやっぱりあります。戸建てでも何千平米という転用はできませんので、基準としては同じような500平米という、ある一定の基準があるというところです。

○議長：ほかにございませんか。

(なし)

○議長：それでは、これより採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決する

ことにいたします。

じゃあ2番に移ります。私のほうから説明させていただきます。

2番、譲受人、太宰府市□□、□□、外1名。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。田の447平米、合計447平米。申請内容、転用目的につきましては、自己住宅。契約内容、売買。構造規模、木造2階建て。工事期間、令和3年9月1日から3年の12月31日まで。農地の区分は第3種になります。資金の内容は借入100%。建蔽率14.05%。開発許可不要。用排水処理、条件付。都市計画区域、区域外でございます。

地図を見ていただきますと、17ページの真ん中ほどから右のほうにずっと斜め上に上がってまいりますのが、□□線と□□号線が走っております。その下に□□川、その下が□□号のバイパスになります。で、ちょうど□□駅のずっと手前になります。昔、□□砕石といいまして、非常に岩盤が硬い地域でございますので、鉄道用の石を取っておったところの部分が、左側のほうから国道□□号が来て、ちょっと過ぎたところから斜め、真つすぐ上に上がっているちょっと太めの道があります。そこのもう一つ向こう側になりますので、この部分はちょうど次のページを見ていただきますと、□□区の公民館のちょうど前になります。ここは道がちょっと全体的に狭い部分がございます、18ページの左側の分が、実は砕石場のあった場所に行く道です。左のほうに、現在□□コミュニティが所有しています、公園化を進めているような地域なり、それから財産区の山等がございます。公民館はそこに書いてあるとおりでありまして、国道の□□号はまだ、この地図の右の下のほうになります。

そういったところで、この□□が一緒になっておりまして、これを分筆して売るということでございます。あと残った分は、そのまま水田として残すということでございます。場所的にも周りは住宅に囲まれておりますので、致し方ないというか、そういうふうにはせざるを得ないところだと思っています。

推進委員の□□さん、何かございましたらお願いいたします。

○推進委員：ないです。

○議長：ありがとうございます。じゃあ事務局のほうから補足がありましたらお願いします。

○事務局：内容につきましては、□□から御説明いただいたとおりでございます。先ほど分筆のお話がありましたが、18ページの地番で言いますと、□□というのは農地として残るということでございます。

承諾書関係で言いますと、隣地の承諾書につきましては条件はございませんでしたが、水利承諾のほうに条件がありまして、□□、今回の申請地にある側溝の取水口を廃止しまして、□□、分筆したもう一方の土地のほうに新たに取水口を設けることということで条件が付されておりました。

以上です。

○議長：ありがとうございます。それでは、本件に対する質疑・意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、農政議案のほうに移ります。地図の次のページをお開けください。

農政議案第9号農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転に関する件を議題といたします。農政担当者の説明をよろしくをお願いいたします。

○事務局：説明させていただきます。まず初めに、訂正させていただいた件について簡単に説明をさせていただきますと思います。

大きく2点ございます。1点目は、所有権移転を受ける者、□□氏というのが9件ほどございましたが、譲受人の御都合で来月に移したいという申出がありましたので、今回削除させていただいております。1町ほど面積が減っているというような形になっております。

2点目です。公益財団法人福岡県農業振興推進機構の理事長であられます渡邊理事長のほうが、人事異動で異動になって、新たに鐘江さんという方が理事長になられておりますので、その2点について修正を行うものでした。すみませんでした。

それでは説明に移らせていただきたいと思います。読み上げて説明とさせていただきます。

番号1、公益財団法人福岡県農業振興推進機構、理事長鐘江義広。住所、福岡市中央区天神四丁目10番12号。所有権移転をする者、□□。住所、筑紫野市□□。所在地、□□。登記地目、田。現況地目、田。台帳面積は2,446平米。農振区分は農用地でございます。法律関係は売買。利用目的は水田。所有権移転の時期、対価の支払い時期、引渡しの時期はいずれも令和3年4月30日となっております。

2番につきましては記載のとおりでございます。すみません、お読み取りいただければと思います。

合計でございます。件数につきましては売買が2件と筆数が2筆の、面積が合計で3,695平米の所有権移転に関する件でございます。今後は公益財団法人から最終的な担い手にあっせんを行いまして、また所有権移転をかけさせていただくことになるかと思いますが、よろしくお願ひし

ます。

説明は以上になります。

○議長：ありがとうございます。本件に対する質疑・意見のある方はお願いします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、お諮りいたします。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することといたします。

ただいまの件で、定例会の議事は全て終了いたしました。以上をもちまして、令和3年第4回筑紫野市農業委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。